

岡山県計量法関係手数料

5 基準器検査

R8.4.1

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 長さ基準器		
タクシーメーター装置検査用基準器	14,130円	14,950円
2 質量基準器		
(1) 基準手動天びん		
感量が1mgを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの	5,220円	5,530円
(2) 基準台手動はかり		
ひょう量が1kg以下のもの	3,480円	3,680円
ひょう量が10kg以下のもの	5,590円	5,910円
ひょう量が50kg以下のもの	8,230円	8,710円
ひょう量が200kg以下のもの	10,920円	11,550円
ひょう量が500kg以下のもの	14,560円	15,400円
ひょう量が500kgを超えるもの	14,560円に、ひょう量500kgまでを増すごとに14,560円の2分の1の額を加えた額	15,400円に、ひょう量500kgまでを増すごとに15,400円の2分の1の額を加えた額
参考 ひょう量が1トンのもの	21,840円	23,100円
ひょう量が2トンのもの	36,400円	38,500円
(3) 基準直示天びん		
感量が1mgを超え又はひょう量の2万分の1を超えるもの	8,200円	8,680円
(4) 基準分銅		
① 1級である旨の表記のあるもの		
表す質量が200g以下のもの	3,320円	3,510円
表す質量が200gを超えるもの	8,210円	8,690円
② 2級である旨の表記のあるもの		
表す質量が5kg以下のもの	670円	710円
表す質量が50kg以下のもの	810円	860円
表す質量が50kgを超えるもの	9,190円	9,700円
③ 3級である旨の表記のあるもの		
表す質量が5kg以下のもの	500円	530円
表す質量が50kg以下のもの	680円	720円
表す質量が50kgを超えるもの	7,390円	7,810円
3 体積基準器		
基準タンク		
① 全量が0.25m ³ 以下のもの	14,130円	14,950円
② 全量が1m ³ 以下のもの	35,340円	37,400円
二以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが一増すごとに、①又は②に掲げる金額の2分の1の額を加算するものとする。 油用の基準タンクについて使用中の油により検査を行うときは、①又は②に掲げる金額の2倍の額とする。		

※ 「感量」とは、質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。